

インドネシア：国営企業に関する新たな持株会社「ダナンタラ」の設立

アジアニュースレター

2025年5月14日号

執筆者：

[吉本 祐介](#)y.yoshimoto@nishimura.com[Jeanne Elisabeth Donauw](#)Jdonauw@wplaws.com[我妻 由香莉](#)y.wagatsuma@nishimura.com[Siti Kemala Nuraida](#)Snuraida@wplaws.com

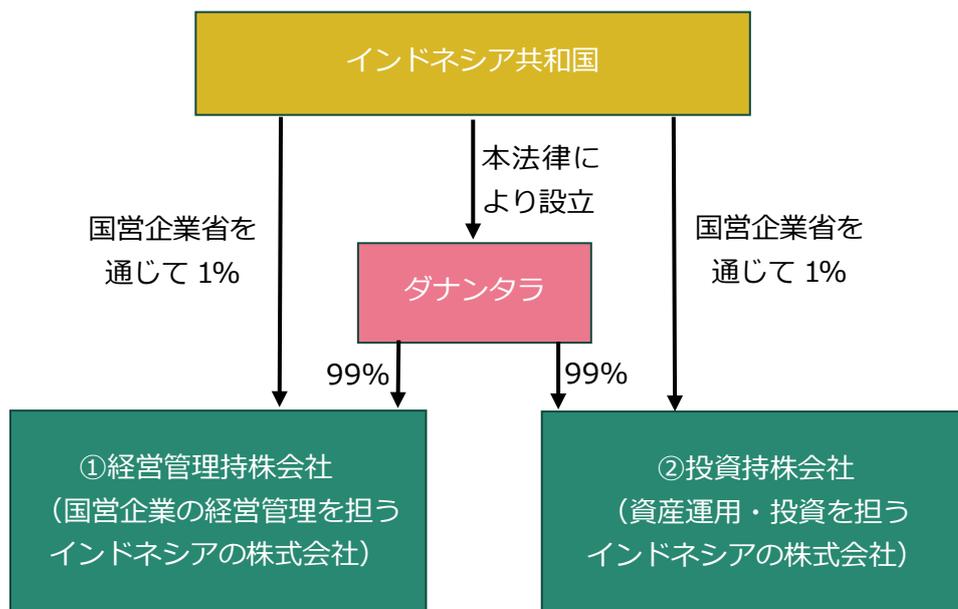
インドネシア政府は、国営企業の事業、国営資産および国営企業由来の配当を監督・管理することを目的として、新たな持株会社（*Daya Anagata Nusantara*、通称「ダナンタラ」）を設立しました。ダナンタラは、2003年法律第19号を改正した国営企業に関する2025年法律第1号（「本法律」）に基づき、国営資産と国営企業株式が出資される形で設立されました。

以下、インドネシアへの投資という視点からみたダナンタラに関する要点をまとめています。

1. ダナンタラの概要と外国からの投資への影響

ダナンタラの重要な役割の1つは、国営企業の事業と国営企業からの配当を監督・管理することです。国営企業の増資の承認、および国営企業省大臣とともに国営企業の資産償却案の承認も含まれます。なお、これらは、従前は、国営企業省大臣（または、国営企業のコミサリス会）の権限とされていました。

本法律に基づくダナンタラの構造は、次のとおりです。



ダナンタラは、資産および投資の管理について、経営管理持株会社（図の①）、投資持株会社（図の②）、

その他の第三者と協力することとされています。

なお、2025年3月、PT Telkom Indonesia (Persero) Tbk、PT Bank Mandiri (Persero) Tbk、PT Garuda Indonesia (Persero) Tbkなどの国営企業は、インドネシア証券取引所(IDX)に対し、インドネシア共和国が自社に対して保有する全株式を経営管理持株会社に譲渡する旨の通知をしました（なお、Persero とは、収益を生み出すことを目的として設立された、一定の要件を満たす国営企業を指します）。

ダナンタラは、国営企業から得られる配当を複数の産業に投資することが法律上認められており、この投資の実現のため、ダナンタラは第三者（民間企業を含むと考えられます）と協働することができます。投資先の産業の例としては、食料安全保障、エネルギー安全保障、下流産業、デジタル・インフラなどが考えられます。¹

本法律の詳細は、政令により定められるため、ダナンタラの運用方法、投資構成、資産管理の方法などについては、当該政令の制定までわからない状況です。ダナンタラは大統領直下に位置づけられるため、ダナンタラに関連する企業への政治的な監視が強化され得ること、また、ネガティブ・リストなどの外国からの投資に関連する規制を含め、国家の優先事項にしたがい迅速な政策転換があり得ることに留意する必要があります。

2. 経営判断の原則

本法律によって明確化された点として、ダナンタラの経営陣が行った経営判断によりダナンタラが被った損失について、専ら個人の利益を意図した悪意に基づく損失でない場合には国家の損失には分類されないという点が挙げられます。この点が一貫して解釈・実施されれば、ダナンタラの経営陣に対しての法的安定性がより強固になるといえます。誠意ある合理的な判断を下した経営陣を過度の責任から守ることで、ダナンタラの経営陣が経営に注力することが可能になり、長期的に、投資家や一般の人々にも一定程度の法的安定性をもたらすことが期待されます。

3. INA(Indonesia Investment Authority)

インドネシアには、政府系ファンド（ソブリン・ウェルス・ファンド）である Indonesia Investment Authority（通称「INA」）が既に存在していることから、ダナンタラの業務との重複に注目が集まっています。もっとも、INA とダナンタラの役割は類似しているようにも見えますが、ダナンタラは国営企業の経営と投資に焦点を当てているのに対し、INA は一般投資に焦点を当てている点に重要な違いがあります。また、国営企業大臣およびダナンタラの CEO は、インドネシアのソブリン・ウェルス・ファンドの1つとして、INA が引き続き別事業体として運営されることを確認していることから、現在 INA とパートナーシッ

¹ 2025年3月24日付 CNBC Indonesia 記事<<https://www.cnbcindonesia.com/market/20250324154905-17-621277/ini-dia-proyek-proyek-yang-bakal-didanai-danantara-pertama-kali>>より

プを結んでいる、または INA と協力している投資家にとっての懸念事項は払拭されたものといえます。²

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

² 2025年2月26日付 CNBC Indonesia 記事 <<https://www.cnbcindonesia.com/market/20250226170325-17-613911/soal-nasib-ina-usai-peresmian-danantara-ini-kata-erick-thohir>> および 2025年2月24日付 JAKARTA GLOBE.ID 記事 <<https://jakartaglobe.id/business/ceo-rosan-roeslani-denies-rumors-of-ina-being-under-danantara>>より